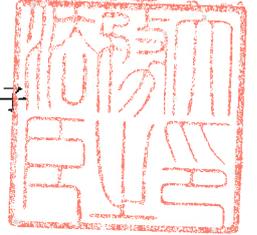


法務省民制第84号

令和2年7月29日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

法務大臣 三 好 雅 子



新技術等実証に関する計画に対する見解について
生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定によ
り令和2年7月21日付でgooddaysホールディングス株式会社から提出された新
技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上
特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しま
すので、意見を求めます。

記

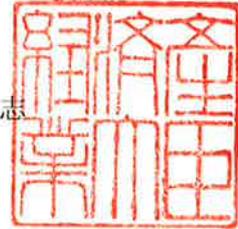
- 1 当該実証計画を提出した者
gooddaysホールディングス株式会社 代表取締役 小倉 博
- 2 当該実証計画が提出された日
令和2年7月21日
- 3 認定の可否に関する見解
法第11条第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする
見込みである。
- 4 その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし

20200721情第2号

令和2年7月30日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定により2020年7月21日付けでgooddaysホールディングス株式会社 代表取締役社長 小倉 博から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、法第11条第4項及び生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
gooddaysホールディングス株式会社 代表取締役社長 小倉 博
2. 当該実証計画が提出された日
2020年7月21日
3. 認定の可否に関する見解
法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし